

保存版

登校許可証明書

____年 ____組

児童氏名 _____

病名 _____

診断年月日 ____年 ____月 ____日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので、

____月 ____日より登校してもさしつかえないものと認めます。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名

- ※ 下記の感染症の治癒後、登校を再開するにあたって当証明書を学校に提出ください
- 第1種感染症(エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他)
 - 第2種感染症(髄膜炎菌性髄膜炎、結核)
 - 第3種感染症(腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、パラチフス 他)

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	登校再開時に 必要な書類
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	登校許可証明書 (医師による証明)
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な 抗菌薬治療法が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過する まで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるま で	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消 退した後2日を経過するまで	インフルエンザ 経過報告書 (保護者による報告)
	インフルエンザ (特定鳥イ ンフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快し た後1日を経過するまで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予 防投薬は出席停止に該当しない)	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症(感染性胃 腸炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身 状態が良くなるまで	